

Ⅱ 通信制課程入学者選抜実施要項

1 募 集

(1) 通信制課程設置高等学校

学 校 名	所 在 地	郵 便 番 号	電 話 番 号
北 星 高 等 学 校	四日市市大字茂福字横座668-1	510-8027	059-363-8111
松 阪 高 等 学 校	松阪市垣鼻町1664	515-8577	0598-26-7522

(2) 応募資格

三重県内に居住し、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校等に在籍している者を除く。

ア 学校教育法第1条に規定する中学校もしくは特別支援学校の中学部もしくは義務教育学校を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者

イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者

(以下、中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校等」という。)

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年5月文部省令第11号）第95条各号の一に該当する者

(3) 入学定員

学 校 名	学科名	入 学 定 員	
北 星 高 等 学 校	普通科	240	(秋期入学者選抜) 60
松 阪 高 等 学 校	普通科	200	

※ 北星高等学校の入学定員300人のうち、60人は秋期入学者選抜とする。

(4) 募集方法

ア 応募手続

次の書類を通信制課程を設置する志願先高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

(ア) 入学願書（様式1）、受検票（様式3）

（ただし、収入証紙納付書（様式2）は切り離さず、空欄のままにする。）

(イ) 出身中学校等の校長からの調査書（様式4）

（ただし、平成26年3月以前の中学校等卒業者については、卒業証明書をもってこれに代える。）

(ウ) 自己推薦書（様式17）（前期選抜のみ）

(エ) 前期選抜入学確約書（様式22）（前期選抜のみ）

なお、既に中学校等を卒業した志願者については、出身中学校等の校長の押印を必要としない。

イ その他

(ア) 入学願書及び調査書の所定用紙は、志願する通信制課程設置高等学校に請求する。

(イ) 入学選抜手数料及び入学料は不要である。

2 前期選抜

(1) 実施する高等学校及び募集枠

三重県立北星高等学校で実施し、募集枠は入学定員の20%とする。

(2) 入学願書等の受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間
1月27日（月）から1月30日（木）まで	13時から20時まで （締切日は13時から17時までとする。）

（備考） 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(3) 検 査

- ア 検査内容 「自己表現」
- イ 日時及び会場
- (ア) 日 時 令和2年2月6日（木）9時から
- (イ) 会 場 三重県立北星高等学校

(4) 追検査

- ア 追検査を受けられる者
前期選抜に志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべての検査を受けられなかった者で、追検査を希望する者。
- イ 受検の手続
令和2年2月6日（木）17時までに北星高等学校長にその旨を申し出るとともに、前期選抜追検査受検願書（様式10）に必要事項を記入のうえ、追検査受検の理由を証明する書類（医師の診断書等）及び受検票を添えて、北星高等学校長に提出する。
- ウ 日時及び会場
- (ア) 日 時 令和2年2月12日（水）9時から
- (イ) 会 場 三重県立北星高等学校

(5) 選 抜

- ア 選抜方法
出身中学校等の校長から送付された調査書及び「自己表現」の結果に基づいて選抜を行う。
- イ 合格内定者の決定
合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、北星高等学校長が決定する。

(6) 合格内定の通知

令和2年2月14日（金）までに北星高等学校長から合格内定者に通知する。
ただし、出身中学校等の校長を通じて出願した者については、I・第2の「**6** 合格内定の通知」に準じて行う。

(7) 合格者の発表

合格内定者については、令和2年3月17日（火）までに北星高等学校長から合格者に通知する。

3 後期選抜

(1) 後期選抜を実施する高等学校の学科等

後期選抜を実施する高等学校の学科等は別表1に示すとおりとする。
後期選抜の募集人数は、令和2年2月14日（金）16時に発表する。

(2) 入学願書等の受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間
2月21日（金）から2月26日（水）まで （土曜日、日曜日及び祝日は除く。）	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）

（備考） 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(3) 志願高等学校等の変更

入学願書等受付締切後、志願した高等学校又は課程、学科・コースの変更を希望する者は、志願変更受付期間内において、1回に限り変更することができる。

なお、志願者は、第1志望の変更と関係なく、第2志望も同様に1回に限り変更することができる。ただし、第1志望及び第2志望ともに変更する場合は、同時に変更しなければならない。

ア 変更手続

I・第3・**1**・(4)の「ア 変更手続」による。

※ 志願する課程を変更する場合は、提出済の収入証紙納付書に必要事項を記入するとともに、入学者選抜手数料（通信制課程から全日制課程への変更は2,200円、通信制課程から定時制課程への変更は950円）の三重県収入証紙を貼付する。

イ 志願変更の受付期間及び受付時間

区 分	受 付 期 間	受 付 時 間
通信制	3月3日（火）から3月4日（水）まで	9時から16時まで

（備考） 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(4) 検 査

ア 検査内容 面接及び作文

イ 日時及び会場

(ア) 日 時 令和2年3月10日（火）9時から

(イ) 会 場 志願先高等学校

(5) 選 抜

ア 選抜方法

出身中学校等の校長から送付された調査書、面接及び作文の結果に基づいて選抜を行う。

イ 合格者の決定

合格者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。

(6) 合格者の発表

令和2年3月17日（火）までに志願先高等学校長から合格者に通知する。

(7) 追検査

ア 追検査を受けられる者

後期選抜に志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべての検査を受けられなかった者で、追検査を希望する者。

イ 受検の手続

令和2年3月10日（火）15時までに志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、令和2年3月18日（水）から3月19日（木）12時まで（祝日は除く。）に後期選抜追検査受検願書（様式10）に必要事項を記入のうえ、追検査受検の理由を証明する書類（医師の診断書等）及び受検票を添えて、志願先高等学校長に提出する。

ウ 日時及び会場

(ア) 日 時 令和2年3月23日（月）9時から

(イ) 会 場 志願先高等学校

エ 選 抜

選抜方法及び合格者の決定については、後期選抜と同様とする。

オ 合格者の発表

令和2年3月25日（水）までに志願先高等学校長から合格者に通知する。

4 再募集

合格者が入学定員に満たないときは、再募集を行う。

(1) 募集定員

再募集を行う高等学校の学科及びその募集定員は、令和2年3月17日（火）16時に公告する。

(2) 入学願書等の受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間
3月25日（水）から3月31日（火）まで （土曜日及び日曜日は除く。）	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）

（備考） 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(3) 検 査

ア 検査内容

後期選抜と同じ検査内容で実施する。

イ 日時及び会場

- (ア) 日 時 令和2年4月2日（木）9時から
(イ) 会 場 志願先高等学校

(4) 選 抜

選抜方法及び合格者の決定については、後期選抜と同様とする。

(5) 合格者の発表

令和2年4月8日（水）までに志願先高等学校長から合格者に通知する。

なお、入学定員に満たない場合でも、追加して募集は行わない。

ただし、秋期入学者選抜は、「Ⅲ 秋期入学者選抜実施要項」（P. 34～36）のとおり行うものとする。

5 その他

(1) 第7・1・(2)に係る外国人生徒等の入学志願者の選抜に当たっては、事情を十分配慮しうえで可否を決定する。

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者の取扱い

学校教育法施行規則第95条第5号の適用を受けようとする者が入学願書を提出したときは、志願先高等学校において仮受付を行い、志願先高等学校長が中学校卒業者と同等以上の学力があると認定した場合、正式に入学願書の受付を行い、入学者選抜の対象とする。